

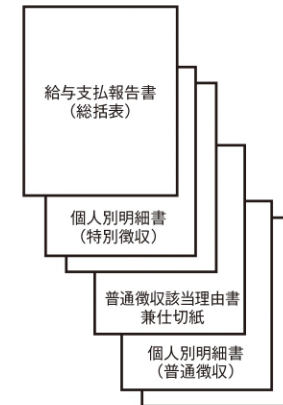
給与支払者の 個人番号又は 法人番号																												事業種目																											
給 与 支払者の 所在地														〒														受給者総人員 (事業所全体)														人													
																												報告人員(三木町分)														特別徴収対象者													
普通徴収対象者 (退職者)														人																																									
普通徴収対象者 (退職者を除く。)														人																																									
報告人員の合計														人																																									
給与支払者が 法人である場合 の代表者氏名																												特別徴収用 納入書の送付														1 必要 2 不要													
担当者の 所属名 氏 名 電話番号														(所属名)														会計事務所 等の名称・ 電話番号														(名称)													
														(氏名)																																									
														TEL — —																												TEL — —													

- 1 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください。
なお、個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。
- 2 給与支払者の所在地及び名称を確認してください。
変更又は誤りがある場合には、その箇所を赤の二重線で抹消し、余白に訂正してください。
- 3 受給者総人員欄には、他市町村分を含む事業所全体の人員（人数）を記入してください。
- 4 報告人員欄には、1月1日又は退職日現在に三木町に住所を有する人員（人数）を記入してください。
- 5 個人別明細書及び普通徴収該当理由書と併せて提出してください。
提出先：〒761-0692 香川県木田郡三木町大字氷上310番地
三木町役場 税務課 住民税係
TEL(087)891-3305（ダイヤルイン）
- 6 給与支払報告書の提出期限は2月2日までとなっておりますが、早期の提出にご協力ください。

市 町 名	三 木 町	指 定 番 号	
事 業 所 名			
所 在 地			

略号	普通徴収該当理由	人数
普 A	総従業員数が2人以下 (普B～普Fに該当する全ての従業員数(他市町村分を含む。))を除いた人数)	人
普 B	他の事業所で特別徴収をされている方(乙欄該当者)	人
普 C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方 (従業員の住所地が三木町の場合、年間の給与支払金額が1,030,000円以下など)	人
普 D	給与の支払が不定期な方(給与の支払が毎月でないなど)	人
普 E	事業専従者(個人事業主の場合のみ対象)	人
普 F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
合計		人

普通徴収とする場合には、下図や裏面の注意事項を参考に略号（普A～普F）を記入して提出してください。

[illegible]

普通徴収の場合は、摘要欄に該当する普通徴収の略号を必ず記入してください。

※略号の記入がない場合は、原則、特別徴収となります。

個人住民税普通徴収該当理由書兼仕切紙に関する注意事項

- 1 普通徴収該当理由に該当し、かつ普通徴収を希望する場合は、この理由書を提出してください。
- 2 普通徴収とする場合は、普通徴収該当理由の右側「人数」欄に人数を記入し、**個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由の略号（普A～普F）を記入**してください。

(eLTAX等の電子媒体を利用する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する略号（普A～普F）を入力してください。なお、理由書の添付は不要です。)
- 3 略号（普A～普F）に複数該当する従業員については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。
- 4 合計欄の人数が給与支払報告書（総括表）に記載の普通徴収対象者の人数と一致しているか確認してください。
- 5 普通徴収該当理由の略号（普A～普F）のいずれにも該当しない場合は、特別徴収対象者となります。